平成２７年３月２７日

学長裁定

「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について

１　学校教育法第93条第２項（教授会が意見を述べるもの）の手続に乗せる事項

（１）学部教授会

　　１）第93条第２項第１号及び第２号に関するもの

　　　①　学生の入学及び卒業に関すること

　　　②　学位の授与に関すること

　　２）第93条第２項第３号に関するもの

①　学部長候補者の推薦に関すること

② 学科・コースの設置廃止に関すること

③　教育及び研究に関する施設の設置廃止に関すること

　　④ 教育課程の編成に関すること

　　　⑤　学位に関すること（上記（１）１）②を除く）

　　　⑥ 教員の授業等担当に関すること

（２）人間文化研究科教授会

　　１）第93条第２項第１号及び第２号に関するもの

　　　①　学生の入学及び修了に関すること

　　　②　学位の授与に関すること

２）第93条第２項第３号に関するもの

①　研究科長候補者の推薦に関すること

②　博士前期課程及び後期課程の専攻，コース・講座の設置廃止に関すること

③　教育及び研究に関する施設の設置廃止に関すること

　　　④　教育課程の編成に関すること

　　　⑤　学位に関すること（上記（２）１）②を除く）

　　　⑥　教員の授業担当及び研究指導に関する事項

２　学校教育法第93条第３項（審議，及び意見を述べるもの）の手続に乗せる事項

　１の事項以外の当該学部，人間文化研究科の教育研究及び運営に関するもの